



日本ラテンアメリカ学会 会 報



AJEL

2018年3月31日

AJEL

No. 125

欠席者：宇佐見耕一、久野量一、高橋百合子、林みどり、村上勇介

1. 理事会報告

○第156回理事会

2. 第39回定期大会開催案内
3. 研究部会報告
4. 研究部会開催案内
5. 寄稿：「学会を振り返る」座談会企画
6. 寄稿：ラテンシネクラブ上映会報告
7. 学術・国際交流
寄稿：JCASA事務局を終えて
8. LASA次期大会のお知らせ
9. 『研究年報』第39号への投稿締め切り期日等
10. 新刊書紹介
11. 事務局から

〈報告事項〉

1. 理事選挙関連

宮地理事より、オンラインによる理事選挙について次の通り報告された。選挙の準備は選挙管理委員会と業務委託先の国際文献社とで進められ、現在はできあがったシステムをチェックする段階にある。今後、選挙人および被選挙人を確定し、2月後半に郵送で案内する予定となっている。投票は3月末までとし、4月上旬に本人の承諾を得て理事候補を決定する手順であるが、何か問題があればメールで連絡する。なお、選挙管理委員会委員長は江原裕美会員が務めている。

2. 2018年度（第39回）定期大会（於愛知県立大学）の準備状況

小池理事より、別紙に基づき、次回大会への研究報告申し込みが20件、パネル提案が7件あったことが報告された。また、高橋理事およびAMECIP会員を中心にシンポジウム「2018年「選挙の年」のラテンアメリカの今後の展望（仮）」の準備が進められていること、ハーバード大学でメソアメリカ研究に従事するDavid Carrasco氏の記念講演を行う方向で調整していることがあわせて報告された。なお、パネルについては、会員から申し込みがあったものと大会実行委員会が主導し

1. 理事会報告

○第156回理事会議事録

日 時：2018年1月28日（日）14：00～16：05

場 所：上智大学2号館10階「ポルトガル語学科共用室」（部屋番号1030）

出席者：青木利夫（書記）、安保寛尚、石橋純、出岡直也、井上幸孝、浦部浩之、岡田勇、落合一泰（理事長）、小池康弘、子安昭子、立岩礼子、谷口智子、田中高、北條ゆかり、宮地隆廣

て企画しているものがある。

コロンビアから参加予定の1名の会員から2件の個別報告の申し込みがあったが、それを認めてもよいかという質問が出され、検討した結果、大会実行委員会の判断に任せることとした。また、報告申し込みの期限を延長したいとの申し出があり、これも大会実行委員会の判断に任せることとした。

3. JCASA 事務局の業務報告（10月～1月）、事務局引継ぎ、JCAS 総会等

浦部理事より、別紙に基づき、2017年12月10日（日）にJCASAの総会が国際文献社会議室において開催されたことが報告された。なお、この総会をもってJCASA事務局の任期を終え（「7. 学術・国際交流」欄参照）、日本アフリカ学会に引き継いだこと、おおむね4月頃まで新事務局の初動体制を支援すること、ニューズレターに原稿（本学会としての活動報告、大会情報、退任挨拶文）を寄稿することがあわせて報告された。

その他、2017年10月28日（土）、本学会担当理事として地域研究コンソーシアム（JCAS）総会（於東北大学）に出席したことが報告された。

4. 学会渡航費補助申請について

欠席の高橋理事に代わって落合理事長より、学会渡航費の補助申請がなかったことが報告された。落合理事長から、申請がないということは問題であり、学会活動の活性化に向けて、今後考えるべき課題ではないかとの意見が出された。なお、理事会後に1件申請があった（〈審議事項〉「○若手支援制度に関する会員からの問い合わせについて」参照）。

5. 『会報』第124号の刊行報告と第125号の刊行予定

青木理事より、『会報』第124号を安保理事編集のもと2017年11月30日付けで刊行したこと、第125号を2018年3月31日付けで刊行する予定であることが報告された。編集担当は青木理事、原稿の締め切りは2月20日とした。

6. 『研究年報』第38号の編集状況

欠席の村上理事、林理事に代わって落合理事長より、別紙に基づき、『研究年報』第38号への投稿が7点で、現在その査読を行っており、予定通りの進捗状況であることが報告された。また、「学会の歩みを振り返る」企画の進捗状況について受田宏之運営委員より報告があり、増田義郎初代理事長への追悼文（落合理事長および安村直己会員）と学会の歴史に関する論文（宮地理事）の執筆、西日本・中部日本研究部会（2017年12月16日）および東日本研究部会（2018年1月6日）での座談会の開催など、関連の作業が進んでいるとのことであった。

7. 『研究年報』第38号に掲載する座談会について（「5. 寄稿」欄参照）

オブザーバーとして座談会に参加した宮地理事より、座談会のテープ起こしに関わる費用などについて説明があり、各研究部会の関係者への謝意が伝えられた。また、同じくオブザーバーとして参加した落合理事長からは、大変興味深く勉強になった座談会であり、学会の歩みに関するかけがえのない記録になるのではないかと感想が述べられた。

8. 東日本研究部会報告

井上理事より、2018年1月6日（土）、専修大学神田キャンパスにおいて研究部会が開催されたことが報告された。座談会（約2時間）には、登壇者、司会、オブザーバーを含め24名が参加

し、続いて4件の研究報告(約2時間30分)があり、参加は18名であった(「3. 研究部会報告」欄参照)。次回研究部会は、4月の2週目に開催予定とし、運営委員に調整を依頼した(「4. 研究部会開催案内」欄参照)。

なお、井上理事より、研究部会が企画する講演などに講演者やコメンテーターなどを招待する場合や、会員以外の人に参加を依頼する場合などは、旅費や謝金の支給を検討してもよいのではないかと提案があった。現在、研究部会には予算がないが、研究部会の活性化を進めていることを踏まえて、研究部会に予算をつけるべきかどうかについて意見交換を行った。また、常勤職のない若手会員に対しては旅費を支援する制度があるが、常勤職のある会員が、所属地域以外での研究部会活動に関わる依頼を受けた場合については規定がないことから、この点に関して意見交換をした。非会員に講演や査読など学会活動全般に関わる依頼をする場合には、旅費や謝金などの配慮をすべきではないかという意見が多かった。さらに、学会の予算に計上されている企画費を部会で利用することはできないかという意見があり、過去の企画費の使用について確認し、今後の利用の仕方について検討することとした。

9. 中部日本研究部会報告

田中理事より、2017年12月2日(土)、名古屋大学「国際棟」において研究部会が開催され、3件の研究報告があり、参加者が10名であったことが報告された(「3. 研究部会報告」欄参照)。次回は4月に、中部大学名古屋キャンパスにて開催予定とした(「4. 研究部会開催案内」欄参照)。

10. 西日本研究部会報告

北條理事より、2017年12月16日(土)、同志社大学烏丸キャンパスにおいて、ラテン・アメリカ政経学会および同志社大学人文研第11部門研究会との共催で研究部会が開催され、座談会「学会を振り返る」、研究報告3件、講演1件が行われたことが報告された(「3. 研究部会報告」欄参照)。参加者は20名強であったが、盛りだくさんの内容であったため、議論の時間が少なかったことは残念であったとのことである。次回は4月に開催予定とした(「4. 研究部会開催案内」欄参照)。

11. その他

・2020年定期大会の予定開催校である立命館大学の安保理事より、会場は立命館大学茨木キャンパス(大阪)または衣笠キャンパス(京都)のどちらかで開催予定であるが、開催日が、恒例となっている6月の1週目となるかどうか、現段階では確定できないとの報告があり、会場と日程については、開催校の都合に合わせることにした。日程は、開催の1年前頃に確定できるだろうとのことであるが、5月の最終週あるいは6月の2週目の開催となる可能性もあり、この点については次期理事会に申し送ることとした。

・立岩理事より、別紙に基づき、セルバンテス文化センターから、大学入試センター試験の試験科目にスペイン語を導入するよう文部科学省に要請しているのを、学会としても協力してほしいとの申し入れがあったことが報告された。

・石橋理事より、本学会が後援した映画自主上映イベント「ラテンシネクラブ第一回上映会&トーク」が2017年11月23日(木)、東京大学駒場キャンパスで開催され、210名の参加者があ

り好評のうちに終了したこと、一般の人にラテンアメリカ映画を知らせるよい機会となったことが報告された(「6. 寄稿」欄参照)。

○ウェブサーバーのレンタル契約更新について(メール報告、2018年2月8日)

岡田理事より、毎年恒例の作業として、2018年3月31日契約期限満了のウェブサーバーのレンタル契約を更新するとの報告があった。なお、2018年4月1日から1年間(最大契約期間)の見積もりは、昨年度と同様、20,952円+請求書・領収書発行代1,296円(いずれも税込)である。

〈審議事項〉

1. 入会・退会・除名

宮地理事より、別紙に基づき説明があり、入会申込書を回覧したのち審議した結果、8名の入会を承認した。また、1名の退会および5名の除名を承認した(「11. 事務局から」欄参照)。

2. 『会報』第125号の企画(目次)案

青木理事より、『会報』第125号の企画(目次)案について、別紙に基づき説明があり、審議の結果これを承認した。

3. その他

・宮地理事より、国際文献社との業務委託契約更新について、新たな契約書が届いた段階で確認し、大きな変更がなければ契約を更新したいとの提案があった。審議の結果、大きな変更があった場合はメールで審議することとし、これを承認した。

・落合理事長より、第155回理事会において学会の国際化を促進するための特別委員会を設置することが決定されたが、今回の理事会において設置まではいたらなかったため、国際化に向け

た意見を理事長が取りまとめて次期理事会に申し送りたいとの提案があり、審議の結果これを承認した。

・落合理事長より、本学会の法人化に対する方向性を検討するための小委員会を設置したいとの提案があり、審議の結果これを承認した。あわせて、出岡理事に委員長を、出岡理事の提案により事務局の宮地理事に委員をそれぞれ委任した。今後、法人化の方向性について、小池理事、浦部理事などの協力を得ながら慎重に検討することとし、その方法については委員長に一任することとした。

・落合理事長より、本学会の研究倫理綱領がないとの指摘が会員からあったこと、また科研費の申請にあたっても研究倫理綱領が必要となることから、これを制定するための小委員会を設置したいとの提案があり、審議の結果これを承認した。あわせて、浦部理事に委員長を委任し、他学会の研究倫理綱領などを参照しつつ、メールなどで意見交換をしながら、地域研究の学会としてどのような綱領がふさわしいかを検討し、案を作成することとした。今回の科研費の申請に向けて次期総会で綱領案を諮ることが望ましいが、その策定方法などについては、他の委員の選出とあわせて委員長に一任することとした。

○会員の退会について(メール審議、2018年2月10日付)

宮地理事より、2月2日、会員から今年度末をもって退会する旨のメールが届いたため、落合理事長と相談の上、理事選挙が迫っていることを踏まえ、次回の理事会を待たずに早めに退会を承認し、被選挙人のリストから同会員を外した方がよいとの判断にい

たったことが説明され、審議の結果、同会員の退会を承認した（「11. 事務局から」欄参照）。

○若手支援制度に関する会員からの問い合わせについて（メール審議、2018年2月17日付）

高橋理事より、海外留学中の会員から若手支援制度に関する問い合わせがあったことが説明され、それに対して以下の通り回答することを承認した。

1. 海外在住の会員が在住国での国際学会に出席する場合、支援の対象となる「国際学会」に該当するか。

回答：該当する。海外在住の会員が、日本以外で開催された国際学会に出席した際、この制度を適用した前例があるため。

2. 日本で開催される学会（たとえば本学会の定期大会）は、海外在住の会員にとっては「海外」での「国際学会」にあたるが、これは支援の対象となる「国際学会」に該当するか。

回答：該当しない。本学会の拠点が日本であるため、日本からみた「海外」での「国際学会」を対象としているため。

なお、立岩理事より、海外で研鑽を積む若手も増えてくると思われるので、HPの規定を以下の通り少し明示的にして、問い合わせが少ないようにしてはどうかとの提案があった。

現 状：「国際学会（海外）」

変更案：「日本以外で開催される国際学会、またはその国や地域で開催される全国および全地域規模に準じる学会」

2. 第39回定期大会開催案内

第39回定期大会は、2018年6月2日

（土）、3日（日）に愛知県立大学長久手キャンパス（愛知県長久手市）にて開催されます（交通アクセスについては末尾に記載）。2月上旬の締切までに、個別研究報告27件とパネル企画7件の申し込みがありました。メキシコ、米国、スペイン、コロンビア、フィリピンなど海外からの参加者も多数見込まれ、国際的な研究交流の場にもなることが期待されます。

6月2日午後の記念講演は、ハーバード大学のDavid Carrasco博士をお招きし、「米国におけるメソアメリカ研究の発展：宗教学、歴史学を中心に」をテーマにお話しただく予定です。6月3日午後のシンポジウムは「2018年：選挙の年のラテンアメリカと今後の展望」と題して、各国政治を研究するパネリストたちが議論します。2018年はラテンアメリカ史上最大の選挙の年といわれ、多くの国で大統領選挙や議会選挙が実施されるため、今後のラテンアメリカの行方が注目されるところです。個別研究報告のほかに以下の通り7つのパネルが企画されており、幅広い分野で研究成果報告が行なわれます。(1) 南米における競争的権威主義体制の長期化、(2) フィールドに向き合う調査者—「パブリック」と「アカデミック」のはざまで、(3) 中南米における伝統芸品の資源化に関する研究、(4) 日墨関係史：友好通商航海条約から130年、(5) 日本とメキシコの自動車産業、(6) 米墨関係と移民問題、(7) メキシコ先住民のコスモロジーとその儀礼の起源、具現化、変容と未来。

会員の皆様のふるってのご参加をお待ちしております。

（会場へのアクセス）

名古屋駅より地下鉄東山線にて終点「藤ヶ丘」下車（約28分）、「リニモ」に乗り換え、「愛・地球博記念公園」下車（約13分）、徒歩3分。

小池康弘（第39回定期大会実行委員長）

3. 研究部会報告

〈東日本部会〉

2018年1月6日（土）13:30～18:30、専修大学神田キャンパスにて東日本研究部会が開催された。今回は、本学会を振り返る座談会と併せての開催で、最初の約2時間は座談会、その後、約2時間半が通常の会員による報告会となった。

座談会は受田宏之運営委員の司会で、今井圭子、遅野井茂雄、清水透、高橋均、野谷文昭各会員にご登壇いただき、オブザーバーとして落合一泰理事長、宮地隆廣理事が参加した（詳細は「5. 寄稿」欄参照）。

会員による報告は、申込期日までに4名の会員から申し込みがあり、それぞれの研究成果をご報告いただいた。各報告の要旨は以下の通りである。研究報告会には計18名が参加し、活発な議論が交わされた。次回以降も会員の積極的な発表・参加による盛会を期待したい。

井上幸孝（専修大学）

(1) 「メソアメリカ東南辺境の後古典期—ニカラグア太平洋岸での発掘調査成果を中心に—」

長谷川悦夫（埼玉大学非常勤講師）

報告者は、2013年以来ニカラグア太平洋岸の遺跡を調査しており、マナグア湖畔の2つの遺跡（チラマティーヨ、ラ・パス）で発掘調査を行った。この調査結果と、ニカラグア湖畔の諸遺跡、およびコスタリカ北西部の遺跡の調査結果を総合すると、現状では以下の結論に達する。1. サポア期（後800–1350年）とオメテペ期（後1350–1550年）という2つの時期は絶対年代の測定に問題があり、実は大部分並行している。2. サポア期からオメテペ期、メキシコからの移住者によって当該地域がメソア

メリカ化したとされているが、実際には広範に観察されるメソアメリカ的文化要素は、彩色土器に描かれる「羽毛のヘビ」等のメソアメリカの神格がある程度で、その他にはラ・パス遺跡の方形石造基壇が目につくが、散発的・短期的な出現にとどまる。3. その他の遺物の出土状況から、メキシコからの移住は間接的で、移住者は先住民と共存して、移住先の環境下で速やかに文化的適応を遂げたとみられる。

(2) 「シエラゴルダの農民反乱（1847–1849）」

山崎眞次（早稲田大学）

18世紀後半以降、メキシコにおいて先住民農民の反乱が続発した原因として、報告者は土地の争奪戦やエスニックな人種間闘争という経済的・社会的な反乱要因の他に、公的アクターである政府の行政機能の低下を独自の反乱要因としてあげた。山岳民と農民を率いた脱走兵エレウテリオ・キロス、険峻な山岳地帯でゲリラ戦法を駆使し、政府軍を苦しめたが、戦場を平地まで拡大したことによって最終的に敗北した。反乱が2年間も続いたのは、3州間の軍事的連携の欠如、キロスが提案した和平協定の拒否、地域の日和見主義的カウデイジョの介入に起因するが、いずれも行政機能の低下によるものである。シエラゴルダの農民反乱における特徴は、本来遊動民であった山岳民には定住生活が定着しておらず、先住民共同体の存在が希薄であったために、反乱軍はアシエンダの廃止を要求せず、農業労働者の労働条件改善要求にとどめた点であった。

(3) 「ボリビアの教育改革と日本のODA—94年教育改革と2010年新教育法の中での援助—」

上崎雅也（東京外国語大学大学院）

総合国際学研究科)

ボリビアで保守政権が実施した「94年教育改革」と先住民政権が2010年に制定した「新教育法」を比較し、更に「94年教育改革」で教育の質改善に向けて導入された日本の技術援助PROMECAの成果について分析を試みた。政治的理念が対立する政権が導入した教育改革ながら何れも「多文化・多言語社会」実現を目指す教育改革であった。本研究では、二年間にわたる現地教員、教育省関係者、多言語教育関係者などへのインタビューを通じて、政権の政治理念は異なれども、両改革の基層部では、教育技術とそれを担う人材や教材、更に問題点等が共有、継承されたこと、次にPROMECAの「子どもが主役」を掲げる教育技術が教員の養成課程と現職教員の能力再開発教育に内在的に活用された可能性が強く示唆される結果を得られた。現先住民政権は、脱植民地主義を掲げ、「94年教育改革」を否定しているが、政治的理念以前に教育の質、教員の質改善を重視した教育政策が望まれる。

(4) 「ハイチ・ドミニカ共和国間の外交摩擦と二つの地域主義」

浦部浩之 (獨協大学)

2015年6月、ドミニカ共和国が新帰化法(2013年9月の憲法裁判所判決を契機として2014年5月に制定)に基づき、滞在要件を満たさない6万6,000人にのぼるハイチ系住民を本国に帰還させたことは、ハイチのみならず周辺カリブ諸国からの強い反発を招いた。この問題を引き金にドミニカ共和国のカリブ共同体(CARICOM)加盟構想は頓挫し、環カリブ地域を包摂する地域協力の気運は後退しつつある。米・加を除く米州地域では、2011年にラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)が結成され、地域協調の拡大には一定の成果も見

られた。しかし周辺のカリブ諸国を巻き込んで争点化したこの外交摩擦は、CARICOM系カリブ諸国の地域主義とラテンアメリカ諸国の地域主義の間にある歴史経験や共同体意識の相違に深く根差しており、環カリブ地域、さらにはラテンアメリカ・カリブ地域全体において共通の価値観に基づく共同体を構築することの困難さを露呈したといえる。

〈中部日本部会〉

中部日本部会は2017年12月2日(土)午後13:30~18:00、名古屋大学「国際棟」(国際教育交流センター・国際言語センター)にて開催された。参加者は報告者、討論者、担当理事、運営委員を含めて計10名。報告が3本で、充実した内容となった。また、本年(2018年)4月開催予定の次回部会について、打ち合わせた。

田中高 (中部大学)

(1) 「『囚われの主イエスキリスト』をめぐる文化資源化のダイナミズム—ペルー北部ピウラ県アヤバカの観光開発の歴史と現状から—」

河邊真次 (愛知県立大学非常勤講師)

討論者: 谷口智子 (愛知県立大学)

ペルー北部ピウラ県アヤバカの教区教会の主祭壇には現在、両手を縛られた「囚われの主イエスキリスト (el Señor Cautivo de Ayabaca、以下、「囚われの主」)」像が祀られており、当地に顕現したこの奇跡の聖像に拝謁するため、祝祭日に当たる10月13日には毎年数万人の巡礼者がこの地を訪れる。また、2013年10月、「囚われの主」とその祝祭が国の無形文化遺産に指定されたことを受けて、ユネスコ世界遺産に登録されたインカ期の遺跡のひとつアイパテ(Aypate、登録名「カパック・ニャン アンドスの道」、2014年6月)と並び、地域

内最大級の文化資源のひとつとして地域内の観光業従事者からの注目を集めている。その一方で、当地へのアクセスの困難さや社会基盤整備の不足などの地政学上の問題に加え、カトリック教会、行政、住民間の文化資源をめぐる地域社会の意識と連携の不足によって、文化資源としての「囚われの主」の運用ははまだ十分な成果を上げられていない現状がある。本報告では、アヤバカの観光開発をめぐる地域社会内部のさまざまな交渉の中で、「囚われの主」が新たな文化資源としての地位を獲得してきた歴史的動態と現状を分析するとともに、地域社会における「囚われの主」をめぐる資源化の主体の諸活動と問題系を整理する。

(2) **“Soft law” en el “hard law” : la responsabilidad social corporativa y los códigos de conducta en los acuerdos de libre comercio en Latinoamérica”**

Alejandra María González Díaz
(Universidad de Nagoya)

討論者：岡田勇（名古屋大学）

El Soft Law es una nueva perspectiva en el derecho comercial internacional. Al contrario del “hard law,” el “soft law” es un tipo de ley blanda obligatoria en forma voluntaria para aquellas partes que se adhieran ella. Un tipo de estos instrumentos legales son los códigos de conducta. Éstos representan un instrumento importante para las empresas multinacionales. Ello se debe a que estas multinacionales desean garantizar su responsabilidad social corporativa (RSC) ante su clientela en un ámbito global. No obstante su carácter “blando” y voluntario, instrumentos vinculantes obligatorios hacen mención del soft law. Este trabajo analiza la existencia del soft law en los acuerdos de libre comercio (ALC) en Latinoamérica. Describe la

importancia y la responsabilidad de las multinacionales y del Estado. Asimismo analiza el único caso laboral en contexto de un ALC, caso entre Guatemala y Estados Unidos, en el que se alegó la condición laboral de los trabajadores en las zonas de libre comercio del país centroamericano. El análisis conlleva a definir las tendencias futuras e importancia de los códigos de conducta en el comercio exterior y el desarrollo en un mundo globalizado.

(3) **「在日ブラジル人二世代の大学生たちの現状—言語生活とアイデンティティとの関係からみえてくるもの—」
【研究動向報告】**

重松由美（三重大学など非常勤講師）

討論者：光安アパレシダ光江
(浜松学院大学)

在日ブラジル人二世代の大学への進学者が増えてきている。本報告では、2017年に行った大学に通う二世代へのインタビューとアンケートの結果を、2012・13年に報告者が調査した同テーマの結果と比較しつつ、彼らの現状を報告する。具体的には、二世代の言語生活とその複言語環境の中で構成されてきたアイデンティティとの関係から、「彼らは『日本のブラジル人』として、日本で日本語を話し生活していくことを選択する」傾向が強くなっていることが認められた。

〈西日本部会〉

2017年12月16日（土）13:00～18:30、同志社大学烏丸キャンパスにおいて、2017年度第3回西日本部会をラテン・アメリカ政経学会西日本部会および同志社大学人文研第11部門研究会と共催した。

始めの2時間は、「学会を振り返る」と題した座談会が受田宏之運営委員の司会のもと、登壇者として小林致広、住田育法、

二村久則、松久玲子各会員（五十音順）をお招きし、落合一泰理事長と宮地隆廣理事をオブザーバーとして繰り広げられた。学会創設前後の時代の研究活動事情の追憶に話の花が咲き、傍聴していた会員23名は興味深く聞き入っていた。

その後、3名の会員による研究発表と、メキシコのメトロポリタン自治大学の社会学者マルタ・トレス氏による講演が行われた。地域研究の学会らしさに富む学際的な研究部会であった。その要旨は以下の通りである。

北條ゆかり（摂南大学）

(1) 「21世紀のラテンアメリカ小説のなかの「日本像」—マリオ・ベジャティンとアドリーアナ・リズボアを中心に—」

マヌエル・アスアヘアラモ

(Manuel Azuaje-Alamo)

(ハーバード大学博士課程)

本発表は、21世紀のラテンアメリカ文学における「日本像」について、現代ラテンアメリカの若手文学者の作品に見られる最近の傾向を考察する試みであった。発表の前半ではホルヘ・ルイス・ボルヘスやオクタビオ・パスなどといった、20世紀に日本文学を紹介・翻訳したラテンアメリカ作家たちを比較対象にするために彼らの特徴を紹介した。

発表の後半では、21世紀に入ってこのかたラテンアメリカで書かれてきた日本関連作品の特徴を特定するために、「偽りの翻訳」と「文化的な傍観」という二つの創作的モードを仮定してみた。それぞれの二つのモードの代表作として、メキシコ人のマリオ・ベジャティン (Mario Bellatin) の『村上夫人の荘園 *El jardín de la señora Murakami*』(2000) とブラジル人のアドリーアナ・リズボア (Adriana Lisboa) の『落柿舎 *Rakushisha*』(2007) という小説を

取り上げ、分析した。

近年、ラテンアメリカではポストモダン文学に近い形式で日本文学からのモチーフを取り入れる小説が多く見られる中、上記の分類を利用することによって、現在のラテンアメリカ大陸における「日本像」の変遷をより体系的に分析できると思われる。

(2) 「グローバルとローカルの間で—ボリビアにおける日本からの中古車輸入と合法化についての考察—」

岡田勇（名古屋大学）

2000年代後半に、ボリビアは世界でも有数の日本製中古車輸入国となったが、その後政府は輸入に制限をかけた。ところが2011年にボリビア政府は密輸中古車を合法的に登録させる法律を制定し、約7万台が登録された。本報告では、この政策をパズルとしてとらえ、これに答えるために1990年代からのボリビアにおける日本産中古車の輸入動向と中古車輸入規制政策を整理した。ボリビア政府は1998年と2008年までに主に日本産の中古車が大量に輸入されたことに対して、輸入規制を導入したが、利益団体や消費者などの圧力によって書類不備自動車を合法化することを許可してきたことが明らかとなった。本報告では、これをグローバルとローカルの調整ととらえた。討論者の宮地会員からは、輸入規制を外貨流出規制に帰するのは無理があること、モラレス政権の国家能力向上の真剣度を加味すること、グローバルとローカルの間で流されているとの解釈も可能であることなどが指摘された。

(3) 「社会運動としてのサパティスタをめぐる研究動向」

柴田修子（同志社大学嘱託講師）

この発表では、社会運動論の立場からサパティスタ運動がどのように理解されてき

たかを、研究動向を整理しながら紹介した。社会運動の要因や発展には大きく分けて、新しい社会運動論、資源動員論、フレーミング論、政治的機会構造論という4つのアプローチがある。それぞれの立場からサパティスタ運動がどうとらえられているかを確認した後、特にオルセンのフレーミング論に着目して運動の持続性をどのように理解できるかを示した。彼によれば、サパティスタはグローバル化のもとマスターフレームとなった不正義フレームと民主主義フレームに自らの問題を結びつけたことで、グローバルな共感を得るに至った。本発表では、フレーミング論はサパティスタ運動の持続性を理解するために有用であるとした上で、先行研究にはローカルな場で運動に参加する人々へのフレーミングに対する考察が欠けていることを指摘した。これに対し討論者から、政治的機会構造論にも発展の余地があるのではないかというコメントをいただいた。またフロアから、歴史的背景も議論に取り込むほうがいいのではないかと、「フレームの魅力」を客観的に示すことは困難で、政治的機会、資源などを取り込んで相対化する必要があるなど、建設的なコメントをいただいた。

(4) “La tercera ola: 25 años del movimiento feminista mexicano. Acciones y perspectivas”

Dra. Marta W. Torres Falcón

(Universidad Autónoma Metropolitana)

La tercera ola del movimiento feminista mexicano se ubica en los años 90 del siglo XX, cuando se da un proceso de institucionalización de los grupos, se abren canales de interlocución con el gobierno y se establecen vínculos con otros movimientos sociales.

Algunos antecedentes importantes son la lucha sufragista, que en México concluye en

1953, y la llamada segunda ola, que se da a partir de los años 70. Un acontecimiento importante fue la I Conferencia de Naciones Unidas para la Mujer, celebrada en la Ciudad de México en 1975. Los primeros grupos de mujeres definieron tres ejes de acción: la lucha contra la violencia, el aborto libre y gratuito, la libre opción sexual. En la década de los 80, el movimiento urbano popular hace un trabajo consistente a favor de los derechos de las mujeres y se suma a la denuncia de la violencia de género.

En la tercera ola del movimiento feminista, se continúa con los tres ejes identificados y se logran avances sustanciales. La experiencia más notable se da en la lucha contra la violencia. Se inicia con la denuncia y el acompañamiento a víctimas de violencia sexual y posteriormente se amplía el espectro para incluir a maltrato doméstico y hostigamiento sexual. A partir de 1993, la sociedad mexicana enfrenta una forma extrema de violencia de género: los feminicidios. El término fue acuñado para dar cuenta de un fenómeno nuevo que inició en la frontera de México con Estados Unidos y se ha extendido al resto del país. Las mujeres eran secuestradas a cualquier hora del día, privadas de su libertad, violadas de manera reiterada, mutiladas y asesinadas. El dolor y la indignación ante esos crueles asesinatos dio paso a la formación de nuevas organizaciones, tanto locales como nacionales. Ya en el siglo XXI, se han dado acciones contra la trata de personas, ya que México es lugar de captación, de traslado y de acogida de mujeres jóvenes y adolescentes víctimas de explotación sexual.

Con respecto a la libre opción sexual, el matrimonio entre personas del mismo sexo ya está reconocido legalmente, aunque persisten grupos conservadores, a veces ligados con la

iglesia católica. Algo similar ha ocurrido con el aborto, que es legal únicamente en la capital del país. La iglesia católica ha promovido un discurso de condena total y algunos congresos estatales han modificado las leyes para condenar a las mujeres que abortan, incluso cuando el embarazo es resultado de una violación o la vida de la mujer está en riesgo.

Algunas problemáticas emergentes en la tercera ola son las siguientes: feminismo urbano popular, ciudadanía y participación política, masculinidades, capacitación de género.

Junto con los avances sustanciales logrados en varios frentes, persiste el desafío de enfrentar a los grupos conservadores y de derecha. La violencia extrema es también una reacción feroz a los avances del feminismo. Hay que mantener abiertos los canales de interlocución con las instituciones gubernamentales para influir en el diseño y puesta en marcha de políticas públicas contra la discriminación.

4. 研究部会開催案内

下記のように各研究部会の研究会が開催されます。皆様、ふるってご参加ください。

〈東日本部会〉

日 時：2018年4月14日(土) 13:00～
場 所：東京外国語大学本郷サテライト
(東京メトロ丸ノ内線：本郷三丁目駅2番出口下車徒歩3分)

詳細が決まりましたら、学会ウェブサイトおよび学会ニュース(メール配信)でお知らせいたします。

問い合わせ先：久野量一(東京外国語大学)

rkuno@tufs.ac.jp

井上幸孝(専修大学)

takaio@isc.senshu-u.ac.jp

〈中部日本部会〉

日 時：4月7日(土) 13:30～17:30

場 所：中部大学名古屋キャンパス610教室
(名古屋市中区千代田5-14-22
JR・地下鉄鶴舞駅下車 徒歩2分)

詳細が決まりましたら、学会ウェブサイトおよび学会ニュース(メール配信)でお知らせいたします。

問い合わせ先：田中高(中部大学)

takasi.chubu@gmail.com

谷口智子(愛知県立大学)

tanny@for.aichi-pu.ac.jp

〈西日本部会〉

日 時：2018年4月21日(土) 13:30～

場 所：同志社大学烏丸キャンパス志高館
(京都市上京区烏丸通上立売上る
相国寺門前町647-20 地下鉄「今出川」駅徒歩5分)

現在発表者募集中です。奮ってご応募ください。

詳細が決まりましたら、学会ウェブサイトおよび学会ニュース(メール配信)でお知らせいたします。

問い合わせ先：北條ゆかり(摂南大学)

hojo@ilc.setsunan.ac.jp

宇佐見耕一(同志社大学)

kusami@mail.doshisha.ac.jp

5. 寄稿：「学会を振り返る」座談会企画

宮地隆廣(東京大学)

去る12月16日の西日本部会と1月6日の東日本部会で、「学会を振り返る」座談会が開催された。会報第123号(昨年7月発行)に記載されている通り、この企画の背景には、今年度の研究大会に先立ち、日本のラテンアメリカ地域研究を支えてこられた増田義郎氏、林屋永吉氏、石井章氏が相次いで鬼籍に入られたことがある。これを

受けて、学会の歩みを記録として残す必要があるとの認識に立ち、同大会実行委員長である受田宏之会員が企画を提案した。私は事務局担当の理事であることや、ここ数年ラテンアメリカ研究についてデータを整備したことがある経緯から（詳しくは『ラテンアメリカ・レポート』第33巻第2号に掲載した）、この企画に協力している。

登壇者を決めるにあたっては、落合一泰理事長をはじめ、多くの方々の助言を頂いた。専門分野などに配慮しつつ候補者を絞り、その中で同意を下された9名の方にお話をうかがうことができた。ご返信を頂けなかった方やお断りされた方もいらっしゃったが、依頼をお送りした方は私にとってまさに「先生」とお呼びするべき錚々たる研究者であり、この企画を機にご連絡することができたのは非常に光栄なことであった。

登壇者を含め、西日本では20名強、東日本では20名強の参加者があった。各部会でのスケジュールの都合上、来聴者と登壇者の間で質疑応答の時間を取ることはできなかったものの、参加者全員が話している方の言葉に集中して耳を傾けており、静かなながらも緩みのない雰囲気は両方の会場で共通していたように思われる。座談会の様子はICレコーダで録音され、文字起こしも既に完了しており、来年度発行の研究年報に掲載すべく受田会員を中心に原稿の準備が進められている。同会員は双方の会場で司会も務めており、すべての登壇者に同じ質問をしたため、回答を比較しながら読むことができる。

年報刊行に先回りして二度の座談会に立ち会った感想を述べるとすれば、登壇者全員に共通する経験や時代背景がある一方、専門分野や年齢層、そして身を置いていた場所や組織に応じて、研究を取り巻く事情に差があることを具体的に理解できた。また、各分野を代表する登壇者ならではとも言える、興味深い個人的経験や大局的な研

究動向を知ることができたことも貴重であった。さらに加えれば、学問の専門化が進み、会員がとすれば専門分野ごとに固まりがちな現在とは対照的に、分野を超えた横のつながりが強く意識されていたことが印象的であった。

学会の歩みは多種多様な経験と考え方を持つ人々によって作り上げられてきた。今回の企画はその一端（言うまでもなく、それは非常に重要な一端である）を知る機会となったと言える。2020年に学会は創立40周年を迎えるが、今回の企画を機に、学会に携わってきた人々の声を集める場が引き続き持たれることを期待している。

6. 寄稿： ラテンシネクラブ上映会報告

石田智恵（早稲田大学）

本学会の後援を受けたラテンアメリカ映画自主上映イベント「ラテンシネクラブ第一回上映会 & トーク」（東京大学教養学部ラテンアメリカコース主催）が、2017年11月23日（木・祝）、午前11時から午後6時まで、東京大学教養学部（駒場1キャンパス）18号館ホールにおいて開催された。3本のドキュメンタリー映画の上映、各上映後に作品に関連するゲストを招いてのトークセッション、ベネズエラ音楽のミニライブを行なった。来場者数はのべ210人を超え、200人収容の会場が満員に近い時間帯もあるほどの大盛況となった。

このイベントのきっかけは、2017年度の第38回定期大会の一プログラムとして開催された学会初の試み、「第一回AJEL映画祭」にあった。これは米国ラテンアメリカ学会（LASA）映画祭と、ラテンアメリカ各地におけるシネクラブ運動の2つを着想源として石橋純会員の発案で実現したもので、終了後「参加したかったがプログラム編成上叶わなかった」という会員の声

も多く寄せられるなど、好評を博した。そこでスピノフ企画として、AJEL映画祭で上映した5作品のうち海外のドキュメンタリー作品3作の上映会を、ラテンアメリカ的「シネクラブ」の再現をメインコンセプトに計画した。

上映3作品は、「ラテンシネクラブ実行委員会」として企画、広報、運営を担った3人が、AJEL映画祭に向けて各々の専門とする分野・地域から選定している。石橋純（東京大学：実行委員長）はベネズエラから「民衆のミス・ベネズエラ」を、石田智恵（早稲田大学）はアルゼンチンから「沈黙は破られた：16人のニックエイ」を、マルコス・ベルシチ（東京大学大学院）はブラジルから「誰か家にいますか?」をそれぞれ紹介した。

オルタナティブな作品を上映するだけでなく、上映後に対話の集い（*tertulia*）が催されることを特徴とするラテンアメリカのシネクラブに倣い、本イベントでは作品選定者の3人がそれぞれ上映後のトークセッションで聞き手としてゲストとともに登壇した。この試みは功を奏し、来場者から回収したアンケートを通じて「トークと質疑応答の時間がもっと長くてもよい」など、トークセッションに対する肯定的な感想が多数寄せられた。また、大学や学会関係者だけでなく、ラテンアメリカ関連、映画関連の多業種多方面に向けて広報を徹底した結果、オーディエンスも広く一般から多数集まった。この「一般向け」という点を評価するアンケートの回答も、鑑賞機会の少ない南米の良質の作品を紹介した点への評価とならんで多くみられた。

以下、上映順に作品とトークセッションについて概要を記載する。

●上映1

「沈黙は破られた：16人のニックエイ」

（原題：Silencio Roto: 16 Nikkeis、カリナ・グラシアーノ原案・制作、パブロ・モジャーノ監督、2015年公開、上映時間72分）

あらすじ：

アルゼンチン史上最後の軍事政権期に弾圧の被害者となった日系アルゼンチン人の若者たち。「失踪者」に日系人が含まれていたことは、長らく知られてこなかった。数十年間におよぶ沈黙がどこから生じたのか、沈黙はいかに破られたのか、家族・知人へのインタビューを通じて問いかける。

トーク：

マルセーロ・ヒガ（フェリス女学院大学教員）。

自身もブエノスアイレス出身の日系、沖縄系二世であり「失踪者」たちと同世代であるヒガ氏からは、作品全体に施された「日本」のステレオタイプの演出に懐疑の目を向けつつ、民政移管から現在までのアルゼンチン社会の変化をふまえ、「記憶」のポリティクス、世代間格差、沖縄系移民の独自の位置といった論点が示された。またアルゼンチンでは沈黙が批判されそれへの抵抗としての語り、言挙げが要請されがちであるが、あまり顧みられることのない側面として、沈黙を必要とする人々の存在、沈黙に対し声を挙げることの問題性も指摘するなど踏み込んだトークが展開された。

●上映2

「誰か家にいますか?」

（原題：Tem alguém em casa?、エリオ・イシイ監督、2016年公開、上映時間60分）

あらすじ：

経済発展を遂げるブラジルの巨大都市サンパウロで、子どもの居場所、託児の問題は深刻化している。監督自身の幼い息子と

の10年間にわたる日常生活の記録がそのリアリティを物語る。是枝裕和「誰も知らない」と響きあう作品とも評された、大都会に生きる幼な子の切ない成長の軌跡。

トーク：

鈴木茂（東京外国語大学教員）。

ブラジル近現代史が専門の鈴木氏からは、現代ブラジル都市における経済発展・停滞にともなう所得格差の拡大と、ミドルクラスに特有の困難な社会的地位について、映画では明確には描かれなかった背景をふまえた解説がなされた。この映画では、2000年代の経済成長と最低賃金の改革によってメイドを雇えるのが主に富裕階層になったことの裏面が描かれている点が指摘され、メイドという職業のあり方からブラジルの社会構造の歴史を捉える視点が提示された。またイシイ監督からも、ビデオメッセージを通じて、子どもを育てながら働くことの難しさに悩む親たちへのエールが届けられた。

●上映3

「民衆のミス・ベネズエラ」

（原題：La reina del pueblo、ファン＝アンドレス・ベジョ監督、2010年公開、上映時間65分）。

あらすじ：

こんにちミスコン大国として知られるベネズエラ。1944年、世界アマチュアバスケットボール選手権大会の開催都市となったカラカスで、史上初にして最後の《公選による全国規模のミスコン》が行われた。ミスの座はカラカスの下層地区出身のジョランダ・リアルと上流階層出身のオリー・クレメンテの一騎打ちとなった。美女とスポーツとデモクラシーが交錯する現代史。

トーク：

松岡秀明（東京大学ほか教員、医師、歌人）。

映像人類学にも造詣の深い松岡氏からは、記憶と表象の問題に対する注意が喚起された。歴史的ドキュメンタリー映画は事実を掘り起こすと同時に、現代の視聴者になにかを表象するためにそれをナラティブとして構成する。そうした問題を考察する鍵として、松岡氏から「主題となったミスコンならびにその主人公であるふたりの女性が、現代ベネズエラにおいてどの程度一般に記憶される存在なのか」という確認がなされた。キュレーター石橋からはこのイベントそのものもその覇者も、まったく忘れ去られた存在であったことが説明され、チャベス派政権下において危機にさらされている普通選挙によるデモクラシーの価値を喚起するという意図を持って監督はナラティブを構成していることが説明された。

●ベネズエラ音楽演奏

日本で唯一の学生ベネズエラ音楽合奏団、Estudiantina Komaba エストゥディアンティーナ駒場によるミニライブ。上映3の作品モチーフである1940年代ベネズエラの野球の試合を彷彿とさせるメレンゲを含む5曲を演奏し、会全体に華を添えてイベントを締めくくった。

チラシの設置・配布・ウェブサイトでの告知など広報にご協力くださった方々、イベント終盤に大いに盛り上げてくれたEstudiantina Komaba、当日スタッフとして運営を支えてくれた山越英嗣さん、人員不足を案じて写真撮影に徹してくれた水口良樹さんらの助けがなければ会の成功はなかった。記して感謝したい。

なお、今回上映した3作品の著作権者から、日本国内での再上映の機会があれば協力したい旨の申し出を受けています。企画案があればご相談ください。

7. 学術・国際交流

寄稿：地域研究学会連絡協議会（JCASA）

事務局長の任期を終えて

浦部浩之（JCASA 事務局担当理事）

2016年6月から昨年12月までの約1年半、本学会の担当理事として地域研究学会連絡協議会（JCASA: Japanese Council of Area Studies Associations）の事務局長を務めさせて頂いた。JCASA（一般に「ジェイカサ」と発音されるが、「ジャカサ」と呼ぶ人もいる）は、地域研究関連の学会が相互に交流したり社会的提言を発信したりすることを通じ、日本における地域研究（エリア・スタディーズ）を振興することを目的としている組織である。日本学術会議との間にも緊密な協力関係があり、同組織と各学会との意思疎通や情報交換を担うことも大きな役割となっている。現在の加盟学会数は20あり、本学会は2003年の創設時から参加している。なお、JCASAと非常に名前の似た組織としてJCAS（Japan Consortium for Area Studies：地域研究コンソーシアム）（「ジェイカス」と発音される）があるが、こちらは地域研究関連の教育・研究機関、学会、地域研究と密接な関連をもつ民間団体が情報交換や研究活動を目的に構成しているアカデミック・コミュニティである。

JCASAの事務局は、加盟学会が2年毎に交替で務めることが慣例となっており、本学会は2016-17年度の2年間、これを担当した。事務局長については、当初の半年間は幡谷則子理事（当時）が担い、2016年6月の理事会交替にともない私がそれを引き継いだ。

じつはこの事務局長の担い手がなかなか見つからないということが、近年のJCASAの大きな悩みの種となっていた。というのは、従来の規約では事務局長は2年に1回、毎年12月上旬頃に開催される年次総会で選出されると定められていたものの、この

事務局長の任期と各学会の理事会の任期とが一致することは非常に稀であり、各学会の担当理事にしてみれば、自らの理事の任期が途中で切れるのが明らかな中でこの職を引き受けることには大きな躊躇がともなわざるをえなかったのである。実際、本学会の場合も、前任のラテン・アメリカ政経学会の担当理事として事務局長を務めていた幡谷則子氏が後任探しを行ったものの不調に終わり、窮余の策として、半年後の退任を前提として本学会の理事として事務局長を引き受けたとの経緯があった。

こうした状況をふまえて事務局長に就任した私としては、JCASAの基盤強化のための制度整備を行うことが不可欠と考え、いくつかの改革に取り組んだ。その第1は、従来の総会が事務局長を選出する制度を改め、総会が事務局担当学会を選出し、その学会が事務局長を任命できるよう規約を改正することであった。単純なことのようであり、また実態に合わせた改正であったともいえるが、規約改正はたった1回の総会だけで提案から承認までできることではなく、事務局長としての任期のほぼすべてを費やす作業となった。この他、詳細は省くが、事務局の体制に関する規約もこれに合わせて改正し、また資金管理の体制の整備やそのための細則の制定、ホームページ（<http://www.jcas.jp/asjcasa/index-j.html>）運用体制の整備も進めた。事務局が将来にわたって安定的に引き継がれることも目ざし、交渉を重ね、次期の事務局（日本アフリカ学会）に続く2020-21年期の事務局担当学会にも目途をつけた（名前を出すのは念のため控えるが、同学会は3月の理事会で正式に受諾を決定するとのことである）。

手前味噌であるが、JCASAの足腰の強化のために、本学会はかなりの貢献をできたのではないかと考えている。ただ、組織としての本来の目的は地域研究の発展であ

る。それにどれほどの貢献ができたかといえば、率直なところ乏しく、非力も感じる。たとえば事務局任期中に科研費の審査区分改正があった。事務局長就任のタイミングの問題もあったが、本来であればパブリックコメントを发出するなど、地域研究関連学会として意見表明を行うべきであったようにも思い、こうしたことに手が回らなかったのは残念であった。

こうした反省点もあるが、2年間にわたり事務局を担当したことにより、本学会と他の学会、そしてJCASAとのパイプも強まったように思っている。かつてJCASAは若手研究者に対する財政支援の提言を发出するなど、重要な行動をとったこともあった。今後も本学会としてJCASAの活動により深く関わり、地域研究の学術的環境に関わる課題の改善のために、本学会の会員の意思を反映させていったらよいのではないかと思う。

8. LASA次期大会のお知らせ

2018年5月23日から26日にかけて、第36回LASA国際会議(LASA2018/Latin American Studies in a Globalized World)がスペイン・バルセロナにて開催されます。皆様、どうぞふるってご参加ください。詳しくは、ウェブサイト (<https://lasa.international.pitt.edu/eng/congress/>) をご覧ください。

9. 『研究年報』第39号への投稿締め切り期日等

次号『ラテンアメリカ研究年報』第39号の原稿募集のメ切は12月の予定です。

具体的な日程が決まり次第、学会ニュース等で配信します。若手から中堅、ベテランまで、多くの会員からの活発な投稿をお待ちしています。

村上勇介(年報編集担当理事)

10. 新刊書紹介

網野徹哉『インディオ社会史—アンデス植民地時代を生きた人々—』
みすず書房、2017年9月発行、324+lxvi頁（紹介者：後藤雄介 早稲田大学）

本書は、アンデス史専攻の著者が大学院修士課程以来の研究成果をまとめた、現時点での集大成である。全体は、先スペイン期から植民地期後期までほぼ時系列に並べられた9章の論考よりなる。

第1章「インカ王の隷属民」・第2章「植民地時代を生きたヤナコーナ」では、インカ統治期より共同体から切り離された「ヤナコーナ」と呼ばれるインディオ集団の多様な実相に迫り、それがスペイン統治下でいかに変容・発展したかが描かれる。

第4章「コパカバーナの聖母の涙」・第5章「聖母の信心講とインディオの自由」は、16世後半のリマにおいて一定の自由を得ていた都市ヤナコーナ層が、強制集住政策により先住民居住区に一旦は「囲い込まれ」ながらも、教会権力との交渉を経て元の居住地に帰還する模様を活写する。

第7章「異文化の統合と抵抗」・第8章「リマの女たちのインカ」が描写するのは、一般には植民地支配の安定期とされる一七世紀において、「偶像崇拜根絶巡察使」の制度化や異端審問による異教一掃にもかかわらず訴訟等で抵抗するインディオの姿であり、また、様々なエスニシティの下層女性を巻き込みつつ、その呪文によってインカ像を創造する女邪術師たちの営みである。

このインカ像こそ、第9章「インカ、その三つの顔」のなかで著者が「三つの顔」と位置づけるうちの、征服後に成立した16世紀の正統的な「歴史化されるインカ」とトゥパク・アマルの反乱（1780年）に象徴される18世紀の対抗的な「再・歴史科されるインカ」のあいだに位置する「脱／非・歴史化されるインカ」の一表出であり、こ

れら一連のインカの表象史研究の更なる精緻化が予告されて本書は幕を閉じる。

上記章の合間に挿入された書き下ろしの第3章「通辞と征服」・第6章「アンデス先住民遺言書論序説」は、巻末の「謝辞と改題」において再確認される、「文書観点から見れば、沈黙の海」であるインディオの声を聴き取ろうとする本書全体に通底する著者の試み（裁判記録、遺言書等との地道な格闘）の実践記録である。「史料を勉強することは砂を噛むようなもの」という近しい先達の教えを胸に文書館に籠もる日々を経て、「底の見えぬどろどろに汚れた沼に投げられた鉛の錘が、…ゆっくりと沈んでいって、最後に、ずん、という重い響きとともに水底に触れる瞬間」の手応えを著者自身はおそらく感じただろうし、読者もそれを共有することができるだろう。

ちなみに、文書館に通い詰めていた著者に遅れること数年後、紹介者もまた政治経済危機に喘ぐ「冬霧のリマ」を彷徨っていた。研究対象は、本書の中でも「先住民共同体の奥深くまでフィールド調査のソナーを沈めた」と評されている文学者のホセ・マリア・アルゲダスである。著者のようにアンデス史の全体を見渡すことなど到底叶わないが、紹介者もアルゲダス研究に鉛の錘（またはソナー）を投げ、ささやかであれいつか手応えを感じたいものである。インディオの「社会史」(social history)も必要ならば、そのインディオ存在と向き合った者たちの営為（その中には、著者のような取り組みも当然含まれる）に注目した、インディオについての「思想史」(intellectual history)の探求も依然必要な作業であると思われる。

清水透『ラテンアメリカ五〇〇年—歴史のトルソー—』
岩波書店、2017年12月発行、322頁（紹介者：梅崎かほり 神奈川大学）

メキシコはチアパス州に位置するマヤ系先住民の村、チャムーラ。本書は、そのチャムーラでおよそ40年にもわたる聞き取り調査を行いながらメキシコの近現代史と向き合い続けてきた「フィールド派歴史学」の第一人者が、自身の講義録を土台に書き下ろした一冊である。

皆さんにとって、「歴史」とは一体どのようなものなのでしょうか？——講義はそんな問いかけから始まる。「事実らしきものの羅列」を暗記する「歴史の学習」に何の意味があるのか。このような問題意識からラテンアメリカの通史が語られる全17話の端々では、日本史もまた問い直される。著者の眼は、ラテンアメリカという広大な大陸の500年を通して、むしろ今日の私たちにこそ向けられているのだ。「常識」を疑え！——全編に通底するこのメッセージは、自身に根づいた欧米的な価値観・歴史観を自覚せず疑いもしない現代日本人のあり方に一石を投じるものである。トルソーのデッサンが様々な角度から行われるように、歴史の見方もまたひとつではなく、その解釈には見る者の立ち位置や思想が色濃く反映されるということを忘れてはならない。「歴史のトルソー」という副題は、まさにそのような含意を象徴するかのようだ。

著者は、「発見」の時代を近代の基点と位置づける。アメリカ大陸の征服・植民地化によってもたらされたヨーロッパ中心的近代の形成、米国の台頭と社会主義思想の到来、冷戦構造の下の混乱を経て、ついに

植民地的秩序が「液状化」する今日。ときにチャムーラの一家族に焦点を絞り、ときに時空を超えて鳥瞰しながら語られるこれらの歴史過程が、実に生き生きとした物語として立ち現れる。そこに描き出されるのは、無力な被支配者というイメージを覆すインディオの主体性と創造力であり、植民地性の再生産に他ならなかった近代化の波に押し流されながらも、様々なかたちで抵抗を続ける彼らの生き様である。その叙述はあたかも著者が自分史を語るかのように鮮やかだ。フィールドワークを重ね、それを支える地道な「文献のフィールドワーク」を積み上げるなかで、チャムーラの人々に寄り添う姿勢を貫いてきた著者ならではの語り口。本書は、書き手の見えない歴史叙述・対象との関係性に無頓着な歴史研究に疑問を呈してきた著者が「リアルな歴史」を追い求めた40年の集大成とも言える作品である。

しかし、物語はここで終わりではない。著者の盟友ロレンソは変わりゆく村で今も暮らしているし、北へと越境したその孫は米国の移民社会で21世紀の「グローバリズム」を生きている。『ファン・ペレス・ホローテ』の時代から見つめ続けたロレンソ一家の歴史と、彼らをとりにまく風景の変遷を、著者はどのように描き出すのか。『コーラを聖なる水に変えた人々』（1984年、現代企画室）、『エル・チチヨンの怒り』（1988年、東京大学出版会）に続く4世代記を待ち望むのは、紹介者だけではないだろう。

11. 事務局から

○マイページで会員情報の更新を

当会初となるウェブを通じた理事選挙を実施するに伴い、会員の皆様に投票に関するお知らせが郵送されます。その中には、会員情報管理サイト「マイページ」の会員番号とパスワードが記載されております。「マイページ」では住所や所属、学会からのニュース配信の送付先など、学会に登録する情報を会員自らが入力できるようになっています。

「マイページ」には会員検索機能があり、会員名簿の役割を果たしています（会員名簿の印刷・配布は今後行いません）。同じ学術的関心を持つ人を見つけられる場であることは学会の重要な役割の一つです。この選挙を機に、ご自身の情報を更新して下さいますようお願い申し上げます。

○『研究年報』に掲載された論文等の転載について

本学会の『研究年報』に掲載された論文等の著作権ならびに転載については、原稿募集の際に以下のように周知しています。つきましては、本学会が著作権をもつ論文等の転載については理事会で審議する必要があることから、転載の希望がある場合には早めに事務局にご連絡下さいますようお願い申し上げます。

VII. 著作権など（抜粋）

『ラテンアメリカ研究年報』が掲載する論文、研究ノートおよび書評（研究動向）論文（以下、「論文等」）の著作権は日本ラテンアメリカ学会に帰属します。掲載論文等の執筆者が当該論文等の転載を行なう場合には、必ず事前に文書で本学会事務局にご連絡下さい。また、当該『ラテンアメリカ研究年報』刊行後1年以内に刊行される

出版物への転載はご遠慮下さい。

〈入会者（第156回理事会承認）〉

〈新入会員〉

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

